

## 6章 実現化方策

### 1. 基本的な考え方

本都市計画マスタープランに位置付けたまちづくりの目標・将来都市像を実現するためには、全体構想・地域別構想を基に、総合的な視点に立って、事業化に向けた詳細な検討を進め、まちづくりを具体化し計画的に推進していく必要がある。

また、まちづくりの具体化と計画的な推進を進める一方、市民のまちづくりに対する理解を深め、市民と行政との協働や市民参加によるまちづくりを推進することが重要であり、広報や地域懇談会、ワークショップの開催など、ソフト施策の展開を検討する必要がある。

### 2. まちづくりの具体化と計画的な推進

本都市計画マスタープランの全体構想・地域別構想に基づく計画や事業等は、詳細な計画の策定と事業手法の検討を進めることにより熟度を高め具体化し、実施計画に反映させていくものとする。

また、本都市計画マスタープランにおける新たな土地利用計画や都市施設計画については、既定の都市計画の見直しを図りながら、都市計画の決定または変更を進めていく必要がある。

なお、本都市計画マスタープランに基づく事業等は、今後の財政状況を勘案し、限られた財源の中で効率的、効果的に優先度を見極めながら進めていくため、整備時期等は定めないものとするが、今後必要に応じ適切に定めるものとする。



## 6章 実現化方策

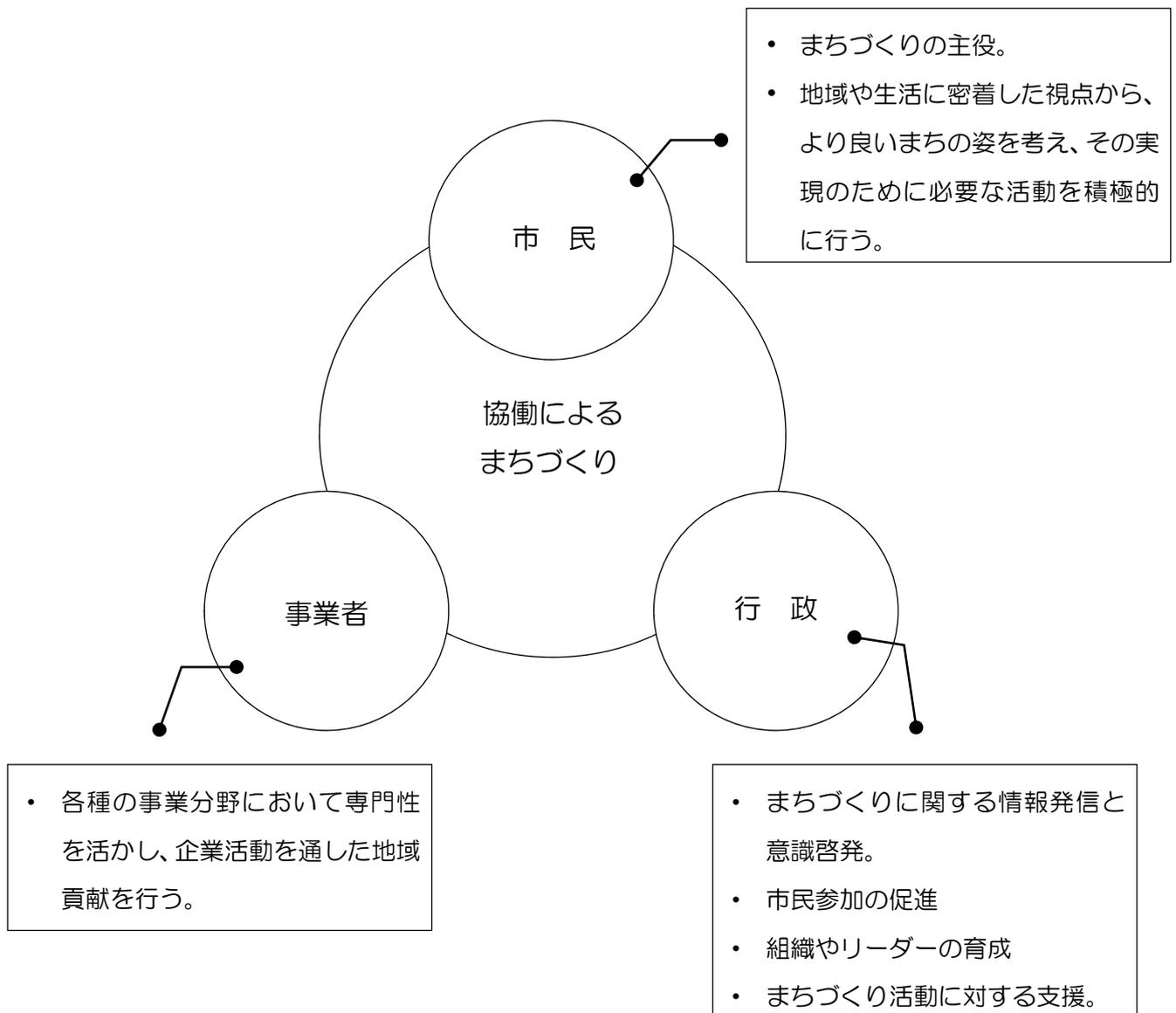
### 3. 市民との協働・市民参加によるまちづくり（ソフト施策等）

#### 1) まちづくりの推進方策

今後のまちづくりには積極的な市民参加が求められ、市民、事業者、行政が協働した取り組みが重要です。

効率的・効果的なまちづくりを進めるとともに、協働によるまちづくりを進めるため、情報発信、市民参加の促進、組織や人材の育成及び活動に対する支援の仕組みづくり等を行います。

図 協働によるまちづくりにおける市民、事業者、行政の役割



## 6章 実現化方策

### 2) 都市計画提案制度の活用

市民がより主体的に都市計画に関わるための制度として、平成14年の法令改正により、都市計画提案制度が創設された。

都市計画提案制度は、土地所有者等、まちづくり推進活動を目的とするNPO、開発事業者等が都市計画の案を提案できる制度である。

今後は、このような制度の活用により、まちづくりに関する市民の理解や関心を高め、市民の主体的なまちづくりへの参画促進に努める。

### 3) 地区計画制度の活用

地区計画等は地区レベルのまちづくりの要請に応え、地区の特性に応じたきめの細かいルールを作り、住みよいまちをつくるための制度である。

地区計画等を定めることにより、統一感のある良好な街並みや風土イメージ調査で示されたような、八幡平市固有の景観を活かした市街地整備が可能となる。計画内容は地区の状況に応じて選択することになっており、計画としての自由度が高く柔軟に対応できる制度であることから、住民参加や住民発意のまちづくりを実現できる手法である。



地区計画で定められるまちづくりのルール（国交省HPより）

## 6章 実現化方策

### 4) まちづくりイベントの展開

まちづくり意識の高揚を図るとともに、全国に向けて八幡平市をPRし交流人口の増加による地域活性化を図るため、全国規模や東北規模のまちづくりイベントの開催、招致に努める。



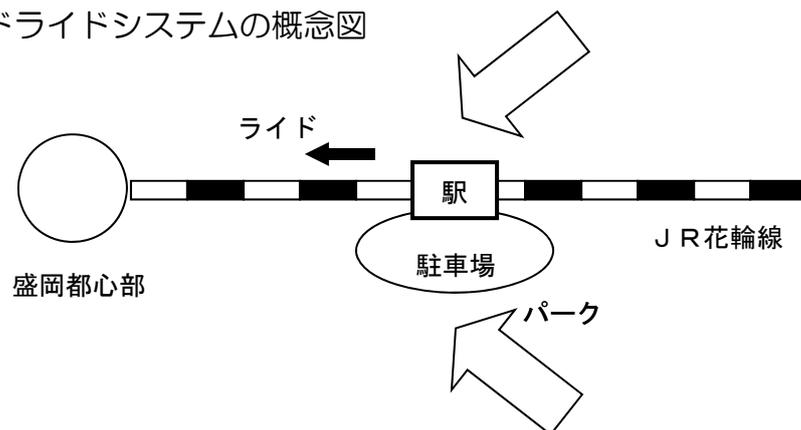
市の全国的なイベント 岩手山焼走りマラソン

### 5) 道路交通のソフト施策の導入検討

道路交通対策として、パークアンドライドシステム（自動車と鉄道の乗り継ぎ方策）の導入を検討する。

なお、新庁舎建設に伴う北森駅の建設予定地への移設は、利便性の高い駐車場を配置した北森駅の利用のほか、各駅からの庁舎への通勤なども考慮したパークアンドライドシステムの構築を目指すものである。

図 パークアンドライドシステムの概念図



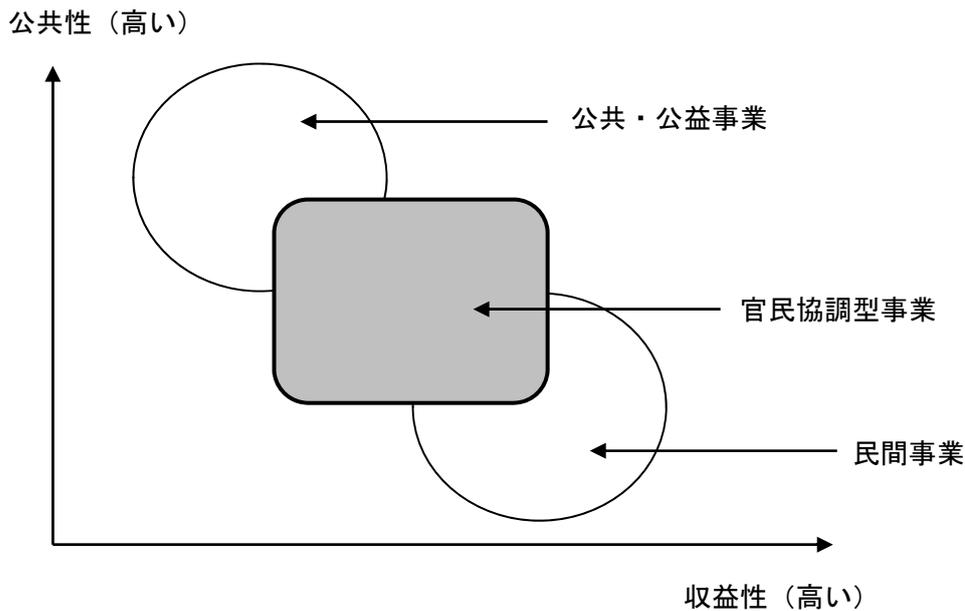
## 6章 実現化方策

### 6) 官民協調型事業方策の推進

まちづくりの推進に当たり、財政支出の有効活用を図るため、公共事業のみならず民間資本を活用する民間資金等活用事業促進法に基づいた官民協調型事業方策の導入を検討する。

官民協調型事業は、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して、公園や駐車場などの公共施設の建設、維持・管理、運営などを行う事業である。

#### 図 官民協調型事業の領域



### 7) 公共施設の維持管理への周辺住民の協力

街区公園などは周辺住民との結びつきが強く、草取りや清掃などの公園の維持管理は周辺住民、町内会の協力を検討する。



住民による公園の管理 (例)

## 6章 実現化方策

### 8) 計画内容の見直し

八幡平市総合計画、都市計画区域マスタープラン等の上位計画が改訂された場合や、計画の背景となる社会経済情勢等の変化に対応する必要性が生じた場合などには、必要に応じ適時適切に本マスタープランの見直しを行うものとする。